

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 役員等（第三条・第三条の二）</p> <p>第三章 業務（<u>第三条の三</u>―第六条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第七条―第十二条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十八条・第十九条）</p> <p>第七章 設立団体の数の変更に伴う措置（第二十条・第二十一条）</p> <p>第八章 公立大学法人に関する特例（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十六条）</p> <p>第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第十一章 雑則（第四十条・第四十一条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 役員等（第三条・第三条の二）</p> <p>第三章 業務（<u>第四条</u>―第六条）</p> <p>第四章 財務及び会計（第七条―第十二条）</p> <p>第五章 人事管理</p> <p>第一節 特定地方独立行政法人（第十三条―第十五条）</p> <p>第二節 一般地方独立行政法人（第十六条・第十七条）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十八条・第十九条）</p> <p>第七章 設立団体の数の変更に伴う措置（第二十条・第二十一条）</p> <p>第八章 公立大学法人に関する特例（第二十二条―第三十五条）</p> <p>第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十六条）</p> <p>第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例</p> <p>第一節 設立団体申請等関係事務の処理に関する特例（第三十七条）</p> <p>第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第三十八条・第三十九条）</p> <p>第十一章 雑則（第四十条・第四十一条）</p>

第三章 業務

(試験研究地方独立行政法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第三条の三 法第二十一条第一号に規定する試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものは、試験研究地方独立行政法人（法第六十七条の八に規定する試験研究地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業とする。

2 法第二十一条第一号に規定する試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 前項の事業を実施する者に対し当該者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、試験研究地方独立行政法人における試験研究又は当該試験研究の成果の普及若しくは実用化（次号ロにおいて「試験研究等」という。）の進展に資するものの

二 次に掲げる活動その他の活動により試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の実用化を促進する事業（前号に掲げるものを除く。）

イ 当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の民間事業者への移転

ロ 当該試験研究地方独立行政法人が民間事業者その他の者と共同し

第三章 業務

(新設)

て又はその委託を受けて行う試験研究等についての企画及びあつせん

ハ 当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発

(公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 (略)

(出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。